第5回 次世代のジェンダー平等とウェルビーイング―「理想の共働き家族」を求めて
すべての人のウェルビーイングが達成される社会をめざして

問人権市民相談課　TEL06−6992−1512

第5回《全5回》



京都華頂大学
名誉教授
斧出節子（おのでせつこ）氏

今日の日本社会の大きな課題として少子化があげられます。1人の女性が生涯で産む子どもの数を示す合計特殊出生率は2025年に1.14となり、1947年の統計開始以来、過去最低を更新しました。この要因は、「未婚化・晩婚化」の進行が深く関連していると考えられています。

ではなぜ未婚化・晩婚化が進行し、出生率が低下してきたのでしょうか。国の出生動向調査（2025年）では、女性独身者の理想は、結婚し、子どもを持つが、仕事も続けるという「両立コース」を望む人が最も多く、男性独身者の希望もそのコースが最多でした。しかし、女性の予想は、「結婚せず、仕事を続ける」が最も多くなっており、理想と現実の間に大きなギャップがみられます。

この数十年、共働き夫婦の割合は増え続けてきましたが、その多くは女性が補助的に稼ぎ家庭のことは主に女性が担うというものでした。しかし、現代の若い女性の仕事観や家庭観は変わりつつあり、ケアワークが今なお女性に偏っている状況が、家族を持つことに対して否定的になっていると考えられます。

日本と同様に性別分業観が強いドイツでは、ワーク・ライフ・バランスの実現と、女性の経済分野での活躍を目指すために、国を挙げての政策「稼得・ケア共同モデル」を提唱しています。男性の就労時間を今より短くそしてケア時間を長くし、就労時間もケア時間も男女平等にして、男女のウェルビーイングを高めるというものです。これは国だけではなく、企業も一体となって進めています。このモデルは、ウェルビーイングの達成とともに、経済的生産力をも高めることにつながるとされています。また、ドイツではかねてから残業時間を貯めて休暇に振り替える労働時間口座の制度をはじめ、柔軟な働き方も整備されています。

諸外国の好事例を学びながら、男女ともにワーク・ライフ・バランスの実現に向けての積極的な挑戦が、すべての人のウェルビーイング達成に不可欠ではないでしょうか。



消費生活センターだより

失業保険の給付額を増やせる！？「申請サポート」に注意

事例1

失業保険の申請をサポートしてくれる事業者のサイトを見つけ、スマホのビデオ通話で説明を受けた。「給付額が増えるようにサポートする」と言うので、サポート費用20万円を振り込んだ。しかしアドバイス通り申請しても、説明されたような高額な給付金はもらえなかった。

事例2

退職を考えていたときに、SNSで「失業保険の給付額がアップする」という広告を見た。無料診断の結果が「最大200万円受け取れる」と出たので、30万円の申請サポート契約をした。しかし健康なのにメンタルクリニックでの受診を指示され不安になった。すぐに解約したが、ほとんど返金されなかった。

アドバイス

失業保険（雇用保険制度に基づく失業等給付）は、失業した人の生活を支え、再就職を支援する公的制度です。

▼高額な給付金が受け取れると期待させる広告に注意しましょう

失業保険の給付額や給付期間は法律で定められており、行政機関の審査によって決まります。申請サポートを受けたからといって、必ず受給額が増えるわけでも、支給が保証されるわけでもありません。

▼契約内容をよく確認しましょう

セールストークだけで判断せず、サービス内容や解約条件などをしっかりと確認し、本当に申請サポートが必要か慎重に判断しましょう。

▼事実と異なる申請を勧められても、絶対に応じてはいけません

中には不正受給を促すかのようなサポートの事例もあるので注意が必要です。

不正受給をすると、受給額以上の返還を命じられたり、刑事罰の対象となることがあります。「知らなかった」「サポート業者に言われたから」では済まされません。ペナルティは申請者本人が負うことになります。

▼失業保険の手続きに疑問や不安があるときは、ハローワークに相談しましょう

申請方法や申請書類の書き方などのアドバイスは、ハローワークで無料で受けられます。

問消費生活センター相談専用電話
TEL06−6998−3600（平日 9:00～16:30）
問消費者ホットライン（土・日、祝日）
TEL局番無し 188（土・日、祝日 10:00～16:00）



～安全・安心な放課後のこどもの居場所～
もりぐち児童クラブ利用申し込み（令和9年度）

問子育て支援政策課　TEL06−6992−1228

市では、児童が放課後などに学校の施設を利用して、安全で安心して過ごせる環境を作り、地域との交流や遊びなどを通じた異年齢児童間の交流活動を育成するため、もりぐち児童クラブ事業を全小学校・学園で実施しています。

もりぐち児童クラブには、「登録児童室」と「入会児童室」の二つの機能があり、それぞれ各学校内に専用室を設置しています。

①登録児童室

子どもの預かりの場ではなく、無料で利用できる自主的な遊びの場です。

対1～6年生の児童（1人で身の回りのことが難しい場合や約束やルールが守れない時は、保護者の同伴が必要）、保護者が同伴する3歳以上の幼児

②入会児童室

利用者負担金があり、安全確保と育成支援の機能を持った生活の場です（放課後児童健全育成事業）。

対1～3年生の児童で、放課後など保護者が就労または疾病その他の事由で育成支援することができない児童

開設場所　対象校区の小学校・学園内

申①3月中旬ごろから各学校の登録児童室で手続き（日・祝日除く）

②**令和9年4月1日から利用開始を希望する場合**

12月1日（火）～令和9年1月8日（金）にオンライン申請・来庁（必要書類を子育て支援政策課へ）・郵送※必着

現在利用している場合

令和9年4月以降も引き続き利用したい場合は、12月24日（木）までにオンライン申請・各学校の入会児童室に必要書類を提出

オンライン申請について➡

注申請は毎年度必要となります。②は、オンラインで申請が可能です。ぜひ利用してください。

提出書類

市のホームページよりダウンロードができます。

ホームページへ➡

内内容　時日時　場場所　対対象　講講師　演演者　¥費用（無料の場合は掲載を省略）　定定員　保一時保育　持持ち物　配配布　備備考
注注意事項　申申込・申請　問問い合わせ　TEL電話番号　FREE フリーダイヤル　FAX ファクス　メール　CC…コミュニティセンターの略